

輪島市監査公表第41号

平成30年1月24日付発監査第310号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年2月28日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 観 第 297 号
平成 30 年 2 月 5 日

輪島市監査委員 高野 哲男 様
輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 交流政策部観光課

監査執行年月日 平成30年1月10日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>○物産館使用料及びふらっと訪夢電気料戻入の滞納について</p> <p>滞納者の分納計画の実施により滞納額が縮小している。今後、引き続き厳しく滞納額縮小に努められたい。</p>	<p>滞納者に対しては、納入誓約書に基づき納入することを指導している。納入が滞ることがないように指導しながら、今後とも過年度分の分納を含め厳正に対応し、滞納額減少に努めたい。</p>	<p>措置方針等</p>